

転居に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	担当係・直通電話番号
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	①カードの継続利用(住所変更) ②署名用電子証明書の発行 (必要なかたのみ) ※本人のみ	①カードと数字4桁の暗証番号 ②カードと英数字6桁以上の暗証番号	町民課 町民係 0985-77-3466
	マイナンバーカード申請中の人	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※追記欄に新住所を追記します		
	印鑑登録をしている人	住所は自動的に変更になります		
保険 年金	国民健康保険に加入している人	国民健康保険被保険者証の 住所変更	・国民健康保険被保険者証	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
	→70歳から74歳までの人	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者 証の住所変更	・国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証	
	→各種認定証をお持ちの人	認定証の住所変更	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等	
	75歳以上の人 又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	新しい後期高齢者医療被保険者証の 交付	・後期高齢者医療資格確認書	
	→各種認定証をお持ちの人	新しい認定証の交付	・特定疾病療養受療証	
	国民年金に加入中の人	国民年金の住所変更		
年金を受給中の人	年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる人は届出不要	町民課 町民係 0985-77-3466	
高齢	介護保険被保険者証をお持ちの人 (65歳以上または要介護認定を受けている人)	介護保険被保険者証の住所変更	・介護保険被保険者証	福祉保健課 保健推進係 0985-77-1114
障がい	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
	自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、 育成医療)をお持ちの人	各種受給者証の住所変更	・自立支援医療受給者証	
	障害児福祉手当 特別児童扶養手当 特別障害者手当 を受給している人	各種手当の住所変更	※担当係にお尋ねください	
	重度障がい者医療費受給資格者証 をお持ちの人	住所変更	重度障がい者医療費受給資格者証	
子ども	児童手当を受給している人	住所変更	・別居監護の申立の人は子どもの属する世帯の 住民票(個人番号、続柄記載のもの) ※受給者が公務員の場合、勤務先へ申請してく ださい	福祉保健課 福祉・児童家庭係 0985-77-1114
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む人	別居監護の申立		
	子ども医療費受給資格証をお持ちの人 (0歳～中学生)	住所変更	・子ども医療費受給資格証	
	ひとり親家庭等に該当している人 ※世帯構成に変更がある人は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	※担当係にお尋ねください	
		ひとり親家庭医療費受給資格証 の住所変更	・ひとり親家庭医療費受給資格証	
	保育園等に入所している子どもがいる人	※世帯構成が変更になる場合は ご相談ください		
水道	上下水道(浄化槽、農業集落排水)を使用する人、 または使用をやめる人	給水装置使用再開(中止)届		建設課 上下水道係 0985-77-3467
その他	犬を飼っている人	登録事項の変更		町民課 生活環境係 0985-77-3465
	町営住宅を退去する人 または町営住宅に同居を希望する人	町営住宅の退去手続き 町営住宅の同居手続き	※担当係にお尋ねください	財政課 管財係 0985-77-2948
	防災無線をお持ちの方	防災無線のデータ書き換え・新規申込み	防災無線を窓口にお持ちください ※町営住宅にお住まいの方を除く	総務課 危機管理係 0985-77-1112

綾町役場

〒880-1392
綾町大字南俣 515 番地

窓口受付時間 午前 **8時45分** ~ 午後 **4時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



手続きチェックシート 転居

綾町内で引越しされた人へ

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの人は「マイナンバーカード」
- ・外国籍の人は「在留カード」または「特別永住者証明書」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

役場で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

<官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの>

1点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証
- ・学生証 等

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により確認します。